

市街化調整区域の農地転用許可申請の案内

各務原市農業委員会

正本1部、副本1部、合計2部ご提出ください。

＝提出書類＝ 提出前に正本に申請地を担当する農業委員の確認の署名押印を受けてください。

	農地転用許可申請に係る提出書類 ◎：原本、○：写し	正本	副本
1	農地転用許可申請書	◎	◎
2	土地の登記事項証明書《全部事項証明または現在事項証明書》（3か月以内のもの） （過去3年間の所有権の登記事項が判別できない場合は、分筆前等の登記事項の判る土地登記簿謄本の写しも必要です。）	◎	
3	申請地の案内図（申請地の位置および付近の状況が分かるもの（住宅地図の写し等）方位を記入、申請地を着色してください）	○	○
4	申請地の公図（隣接地の地目、方位を記入、申請地を着色してください）	○	○
5	建物または施設の配置図・造成計画図（1:200から1:2000程度） （給水施設、汚水・雑排水の排水計画、排水経路、排水流末、雨水排水計画、境界土止め工事、乗り入れ部改修工事、駐車場を設ける場合は駐車位置と駐車台数、以上の内容が分かるもの。方位を記入、併用地がある場合は申請地を着色してください）（申請地を利用するために必要な道路がある場合は、図面に明らかにしてください）	◎	○
6	建物または施設の各階平面図（1:100程度、方位を記入してください）	◎	○
7	【申請者が法人の場合】 「定款（3か月以内の原本証明のあるもの）もしくは寄付行為」または「法人の登記事項証明書（3か月以内のもの）」	◎ ◎	
8	【申請地が土地改良区受益地内にある場合】 土地改良区の意見書 （本市は、羽島用水土地改良区と各務用水土地改良区があります。申請地が受益地内かどうかは、裏面照会先へ直接お問い合わせください。）	◎	
9	【申請地が農地に隣接する場合】 被害防除措置に関する書面および隣地承諾書	◎	
10	資金証明書（預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。）等）	○	
11	【土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合】 所有者の住民票、戸籍の付票又は土地の名称地番変更証明書（3か月以内のもの）	◎	
12	【相続登記が未済の場合】 相続を証する書面（戸籍謄本及び改製原戸籍謄本）と相続人の住民票 他の相続人の相続放棄の証明、相続分不存在証明又は遺産分割協議書 相続関係説明図（家系図）（住所と生年月日、亡人は死亡年月日を記載する）	◎ ○ ◎	◎
13	【貸駐車場、貸資材置場の場合】 貸借によらなければならない理由書 契約書の写しおよび借主が特定できる書類	◎ ○	
14	【太陽光発電施設の場合】 事業計画認定通知（または事業計画認定申請書の写し）もしくは、設備認定通知及び電気事業者に対する接続の同意を示す書類 パネルの高さが分かる図面（立面図） ※営農型太陽光発電施設の場合は、別途必要書類がありますので、ご相談ください。	○ ○	○

15	【一時転用の場合】 農地に復元する旨の市長宛誓約書 着工から農地に復元するまでの工程表 《砂利採取の場合》農地復元に関する土地所有者との契約書等の写し（農地の不具合について復元後5年間以上保証するもの） 農地復元の履行に関する、砂利採取業者で構成する法人格を有する団体との連名の保証書 《砂利採取または大規模な農地改良工事の場合》埋め戻し、または工事の断面図（区域外から土砂等を持ち込む場合は、その調達先及び内容を記載）	◎ ◎ ○ ○ ○	
16	【一筆のうち一部を転用する場合】※所有権移転を伴う場合は出来ません 地積測量図 （境界を基点に距離を記載のこと。規格について特段の定めはありませんが、転用後に分筆登記をする場合は、法務局に事前に確認してください。転用の結果、範囲に変更が生じた場合は事業計画変更が必要になります）	◎	○
17	【当該事業が他の法令等の許認可等を必要とする場合】 許認可（普通河川取締り条例、道路占用、自費工事申請、砂利採取法、河川法、その他）等を受けた、受ける旨の書面	○	
18	【所有権以外の権限に基づいて申請する場合】 所有者の同意書	○	○
19	【申請地につき賃借権等に基づく耕作者がいる場合】 農地法第18条許可があったことを証する書面又は耕作者の同意があったことを証する書面（6か月以内のもの）	○	○
20	【所有権移転する面積が5,000㎡以上の場合】 国土法の届出済である旨の書面	○	
21	【取水又は排水につき水利権利者、その他関係権利者の同意を得る必要がある場合】 羽島用水又は各務用水の施設に排水する場合は排水許可書を、市管理施設へ排水する場合は自費工事申請書の写し（6か月以内のもの）	○	
22	【同一世帯員であって土地所有者と耕作者が異なる場合】 土地所有者と耕作者の住民票（3か月以内のもの）	◎	
23	【過去3年間の土地の所有権の経過が分からない場合】 従前の土地の土地登記簿謄本（写しはA4サイズに縮小し、-してください）	◎	
24	【申請者以外の者が申請書の補記訂正等を行う場合】 委任状	◎	○
25	【申請地に第3種農地以外の土地が含まれる場合】 土地選定理由書	◎	
26	【以前に買受適格証明を受けた者が申請する場合】※単独申請可 買受申出人であることを証する書面 なお、その他必要書類については、買受適格証明願に添付してあるので、原本の写しで差し支えない	○	
27	【申請地の農地性が失われている場合】 始末書（現在の状況に至った経緯の説明、農地へ復元できない理由、今後は農地法を遵守する旨の誓約を記載してください）	◎	

*買受適格証明願の場合、競(公)売の公告の写し等の、物件番号及びその公告日・期間・対象地が明記されている書類を正本に添付してください。

*必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

＝注意事項＝

- ① 農地転用申請は、許可されるまでは効力が発生しませんので、許可書の交付前に転用行為に着手しないでください。
- ② 許可書を交付する際、農地転用許可済標識をお渡ししますので、農業委員会の土地現況確認が完了するまで申請地に掲示してください。
- ③ 転用事業終了後は許可書と一体になっている土地現況確認申請書を提出し確認を受け、速やかに地目変更登記を行なってください。
- ④ 許可申請書の締切りは毎月10日前後ですが、変更される場合がありますので、事務局におたずねください。締切日より早く提出されますと標準処理期間内に処理できない場合がありますのでご了承下さい。
- ⑤ 許可書は再発行できません。

＝記載要領＝

- ① 申請書に転用事業者および許可書の受取人の連絡先電話番号と氏名を表示してください。
- ② 申請書には指定された書類を添付して2部提出。申請書に市、本人控の別又は、正本、副本の別を表示してください。相続関係の添付書類の原本の還付を希望される方は正本に原本証明済みの写しを添付の上、原本を副本（本人控）に添えて提出してください。

（注）土地の登記事項証明書の原本還付は出来ません。
- ③ 申請者が法人の場合、その名称及び代表者職氏名ともに記載し、代表者印を押印してください。また「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載してください。
- ④ 標題部及び記1当事者の別欄の「譲受人」「譲渡人」の字句は、賃借権又は使用貸借権の設定の場合は抹消し、それぞれ、「賃借人」「賃貸人」又は「使用借人」「使用貸人」の字句に訂正してください。
- ⑤ 申請者が複数の場合は、「何某外何名」と記載し、別紙名簿に記名押印しても結構です。
- ⑥ 申請者が未成年者の場合は、未成年者と親権者が連署し、親権者のみ押印し、戸籍謄本を添付してください。なお、親権者と子の利益相反行為の場合は、子のための特別代理人を選任する必要があります。
- ⑦ 公簿面積と実測面積が10%以上相違する場合は、必要に応じて記2面積欄に実測面積を（実測〇〇㎡）と併記してください。
- ⑧ 土地登記簿上の所有者と現在の所有者が異なる場合は備考欄に登記簿上の所有者を記入してください。
- ⑨ 記3（4）の名称欄は「店舗」「住宅」「付属屋」等具体的に記載してください。
- ⑩ 記4権利の設定・移転の別欄は「設定」「移転」のいずれかの字句を抹消してください。
- ⑪ 「資金調達についての計画」欄は事業に必要な経費（土地購入費、工事費等）及びその経費の調達計画（自己資金〇〇円、借入〇〇円等）を記載してください。土地を交換する場合は、交換の相手方の土地の所在、地番、地目及び面積等の内容も記載してください。
- ⑫ 「転用することによって・・・被害防除施設の概要」欄には土止め措置、雨水及び排水の処理計画を始めとした被害防除措置を具体的に記載し、更に被害が生じた場合の対処方法についても記載してください。

- ⑬ 「その他参考となるべき事項」の欄に記載が必要な事項。

- ア 当該事業が他の法令等の許認可等（都市計画法、河川法、普通河川取締り条例、道路占用、排水許可、自費工事申請、砂利採取法、その他転用事業に係る法令等）を必要とする場合、その許認可状況。
- イ 砂利採取の表土置場等、同一事業に供する他の土地がある場合はその土地を表示してください。
- ウ 転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号。
- エ 転用行為が都市計画法第29条の開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条該当号。
- オ 転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハのいずれの建築物に該当するか。
- カ 転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由。

＝照会先、相談窓口＝

※ 羽島用水土地改良区 058-388-2626

〒501-6074 羽島郡笠松町新町42番地

※ 各務用水土地改良区 058-215-0751

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-12 シンクタンク庁舎3階

※ 各務原市農業委員会 058-383-1129（農政課直通）

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 市農政課内

※ 岐阜県庁 農政部 農村振興課 058-272-1111

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

※ 東海農政局 農村振興部 農村計画課 052-201-7271

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号